

西三河都市計画地区計画の変更（安城市決定）

西三河都市計画安城明祥地区工業団地地区計画を次のように変更する。

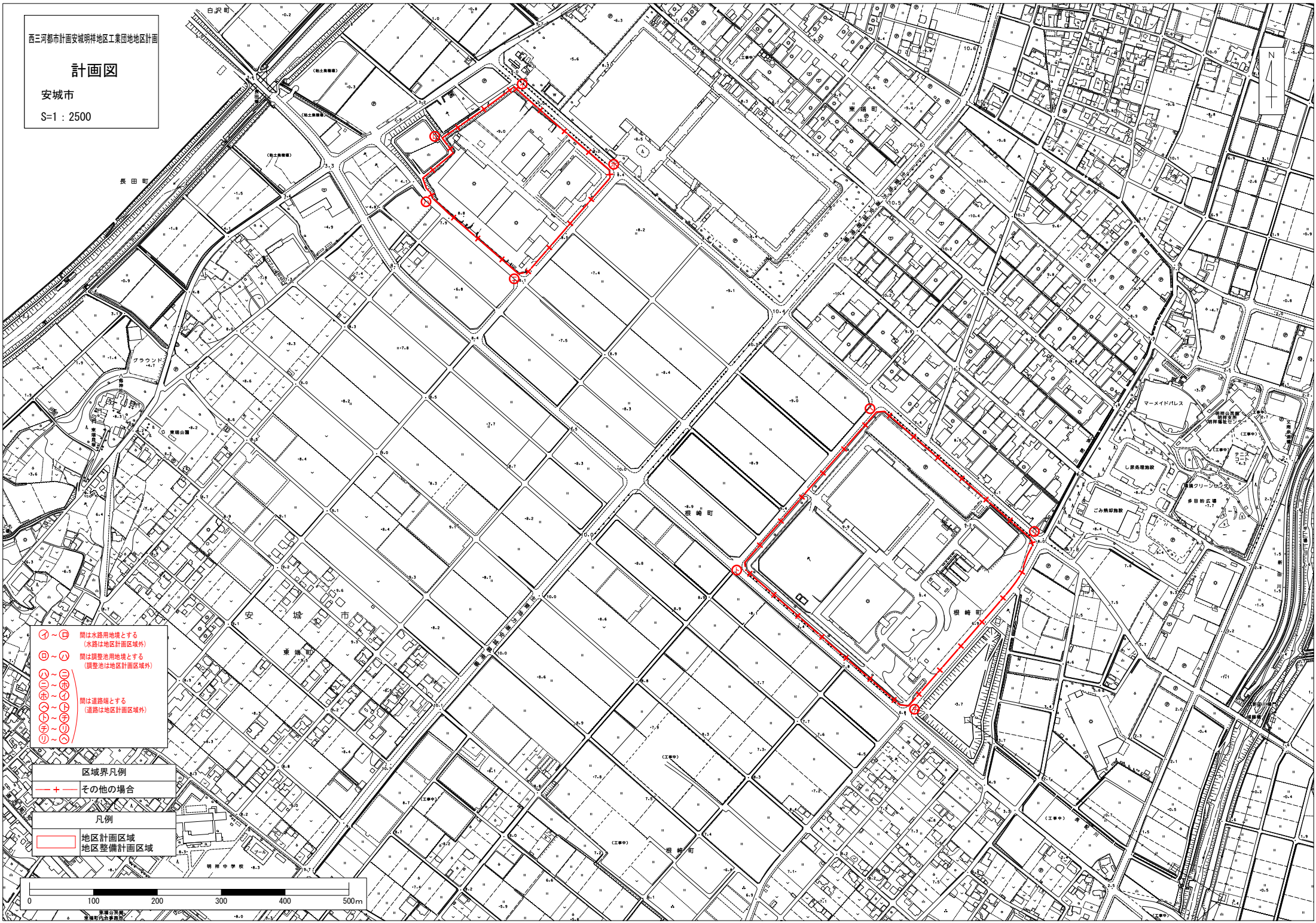
名	称	安城明祥地区工業団地地区計画	
位	置	安城市根崎町石谷、西石谷、東新切、西新切の各一部（根崎地区） 安城市東端町西山、東山、青ノ山、新長田、宮裏の各一部（東端地区）	
面	積	約4.7ha（東端地区） 約11.1ha（根崎地区）	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、安城市南部の工業専用地域に隣接し、周囲は農地や集落が形成されている地区である。そして、この地区では産業振興、雇用機会の拡大を目指して企業の立地促進を図るために、工業団地の造成が進められている。 そこで、本計画は、隣接する工業専用地域と一体的、連続的な土地利用を誘導することにより、工業の利便を増進し、更に周辺環境と調和した優良な工業団地を形成、維持することを目標とする。	
	土地利用の方針	本地区は大規模な工業施設を誘導するとともに、周辺環境と調和した工業団地の形成、維持を図るため、適正かつ合理的な土地利用の誘導を行う。	
	建築物等の整備方針	健全で秩序ある工業施設の立地と周辺環境と調和した工業団地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度の制限、壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。	
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	周辺環境に配慮した建物の配置と緑地帯の確保のため、緑地として敷地面積の25%以上を確保し、環境施設とあわせて30%以上を目標として地区内の緑化に努める。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 物品の製造（加工及び修理を含む。）又はその研究開発の事業の用に供される施設（ただし、建築基準法別表第2（る）項第1号の（1）、（2）に掲げる事業を営む工場を除く。） 2 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、道路境界線からの後退距離は、5.0m以上、道路境界線以外の敷地境界線からの後退距離は、2.5m以上でなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から5.0m未満及び道路以外の敷地境界線から2.5m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又は透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5mまでの基礎に限る）としなければならない。

「区域は計画図表示のとおり」

計画図

安城市

S=1 : 2500



- ①-② 間は水路用地とする
(水路は地区計画区域外)
- ③-④ 間は調整池用地とする
(調整池は地区計画区域外)
- ⑤-⑥ 間は道路用地とする
(道路は地区計画区域外)

- 区域界凡例
- +— その他の場合

- 凡例
- 地区計画区域
- 地区整備計画区域

